

○海部地区急病診療所組合職員の職の設置に関する規則

(平成13年2月23日)
規則第2号

改正 平成19年8月23日 規則第4号
平成21年9月7日 規則第4号

(趣旨)

第1条 この規則は、海部地区急病診療所組合（以下「組合」という。）職員の職の設置について必要な事項を定めるものとする。

(職の設置)

第2条 法令又は他に特別の定めのあるものを除くほか、組合に次の職員の職を置く。

事務局長、課長、課長補佐、係長、主任、係員

(事務局長等)

第3条 事務局長、課長、課長補佐は、職員をもって充てる。ただし、事務局長にあつては、この限りでない。

(係長等)

第4条 係長、主任、係員は、職員をもって充てる。

(その他の職の設置)

第5条 特別の必要があるときは、別の職を置くことができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成19年8月23日規則第4号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成21年9月7日規則第4号)

この規則は、平成21年10月1日から施行する。